

## 島根県ヘルスケア産業推進協議会設置要綱

### (目的)

第1条 「健康」をキーワードとして、地域資源を活用し、多様な分野が連携した島根県ならではの先進的ヘルスケア産業の創出及び活性化により、産業振興及び雇用創出を図ることを目的に、島根県ヘルスケア産業推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次の事項に関して協議する。

- (1) ヘルスケア産業の創出と活性化に資する事業に関すること。
- (2) ヘルスケアビジネス先進モデル構築支援事業の推進に関すること。
- (3) その他ヘルスケア産業に関連した事項に関すること。

### (構成)

第3条 協議会は、ヘルスケア産業に係る機関及び団体並びにヘルスケア産業に関し学識経験を有する者で構成する。

### (会長)

第4条 協議会に会長を置き、島根県商工労働部長をもって、これに充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときには、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要と認めるときは、意見を求めるため、委員以外の者を招へいすることができる。

### (事務局)

第6条 協議会の事務局は、島根県商工労働部産業振興課に置く。

### (分科会)

第7条 協議会に、必要に応じて分科会を置く。

- 2 分科会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成27年7月28日から施行する。